

議案第12号

三朝町職員等の旅費に関する条例等の一部改正について

次のとおり三朝町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年3月6日

三朝町長 松浦弘幸

三朝町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

（三朝町職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第1条 三朝町職員等の旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 出張 職員が公務のため一時在勤庁（<u>常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しく</u></p>	<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条～第13条）</u></p> <p><u>第2章 内国旅行の旅費（第14条～第28条）</u></p> <p><u>第3章 外国旅行の旅費（第29条）</u></p> <p><u>第4章 雑則（第30条～第32条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 出張 職員が公務のため一時在勤庁を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一</p>

はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。

(4) 略

(5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

(6) 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び職員と生計を一にするものをいう。

(7) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(8) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他の国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。以下この号において「政令」という。）第2条第1項で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であつて、町と旅行役務提供契約（旅行業者等が町に対して旅行に係る役務その他の政令第2条第2項で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、町が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

2 略

(旅費の支給)

第3条 略

2～4 略

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合若しくは次の各号に掲げる

時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。

(4) 略

(5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。

(6) 扶養親族 内国旅行にあつては職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

(7) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を1にしていた他の親族をいう。

2 略

(旅費の支給)

第3条 略

2～4 略

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）が、その出発前に次条第3項の規定に

場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

(1) 第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

(2) 第1項及び第2項第1号の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について第16条及び第18条第1項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であつて、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災又は次の各号に掲げる事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

(1) 交通事故その他の当該旅費の支給を受けることができる者の責めに帰することができない事情

(2) 前項第2号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、町が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

(1)・(2) 略

より旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額で、規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他町長が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

(1)・(2) 略

2 略

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この条において「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に提示してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

5・6 略

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2・3 略

(旅費の種目)

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。

2 略

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更（取消を含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

5・6 略

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2・3 略

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するため
のものとして前条に規定する旅費の種目及び第9
条から第20条までに規定する旅費の内容に基づ
き、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行
した場合によって計算する。ただし、公務上の必
要又は天災その他やむを得ない事情により最も経
済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合
には、その現によった経路及び方法によって計算
する。

8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応
じ1夜当たりの定額により支給する。

9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転につ
いて、路程等に応じ定額により支給する。

10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転に
ついて、定額により支給する。

11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転
について支給する。

12 旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費につい
て、実費額により支給する。

13 死亡手当は、第3条第2項第5号の規定に該当
する場合について、定額により支給する。

14 内国旅行のうち第24条第1項に規定する旅行
については、第1項に掲げる旅費に代え、日額旅
費を旅費として支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法
により旅行した場合の旅費により計算する。ただ
し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事
情により最も経済的な通常の経路又は方法によ
って旅行し難い場合には、その現によった経路及
び方法によって計算する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に
該当する場合を除くほか、旅行のために現に要し
た日数による。ただし、公務上の必要又は天災そ
の他やむを得ない事情により要した日数を除く
ほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水
路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行に
あつては50キロメートルについて1日の割合を
もって通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1
日未満の端数を生じたときは、これを1日とす
る。

3 第3条第2項第1号から第4号までの規定に
該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第
1項ただし書及び前項の規定により計算した日
数による。

第9条 旅行者が同一地域(第2条第2項に規定す
る地域区分による地域をいう。以下同じ。)に滞

在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第10条 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

第11条 1日の旅行において、日当又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

第12条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の様式又は請求書に必要な資料を添えて、これを当該旅費の支払をする者（以下「支払担当者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支

(旅費の請求手続)

第13条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の様式に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支払をする者（以下「支払担当者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

給又は支払を受けることができない。

2～4 略

5 第1項に規定する必要な資料の種類、第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）

2～4 略

5 第1項に規定する添付書類、第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第2章 内国旅行の旅費

(鉄道賃)

第14条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、1等の運賃

(2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

(3) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前2号に規定する運賃のほか、その乗車に要する急行料金

(4) 第2号の規定に該当する線路で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

(5) 前号の規定にかかわらず県内出張の場合には、特別車両料金を支給しないものとする。

(6) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号又は第2号に規定する運賃、第3号に規定する急行料金及び第4号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

2 前項第3号に規定する急行料金は、次の各号の1に該当する場合に限り、支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの

(2) 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第6号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。

(船賃)

(船賃)

第15条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
- (5) 第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金
- (6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、同一階級内の最上級の運賃による。

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の

用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第16条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。ただし、規則で定める場合にあつては、規則で定める額とする。

(車賃)

第17条 車賃の額は、1キロメートルにつき16円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 前項の規定にかかわらず、役場を起終点とする町内の旅行にあつては、町長が別に定める額を支給する。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(5) 前各号に掲げる費用により難い場合は、1キロメートルにつき16円とする。この場合、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

2 前項の規定にかかわらず、役場を起終点とする町内の旅行にあつては、町長が別に定める額を支給する。

3 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第12条の規定により区分計算する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

4 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(日当)

第18条 日当の額は、1日につき2,200円とする。

2 日当は、県外（別に規則で定める地域を除く。）に旅行をした場合に限り、支給する。

(宿泊料)

第19条 宿泊料の額は、次の各号に掲げる宿泊先の

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 甲地方（東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）第14条で定める地域並びにこれらに準ずる地域で同令第15条で定めるものをいう。） 1夜につき10,900円

(2) 乙地方（前号及び次号の地域以外の地域をいう。） 1夜につき9,800円

(3) 鳥取県の区域内 1夜につき8,200円

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第20条 食卓料の額は、1夜につき2,200円とする。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り支給する。

(移転料)

第21条 移転料の額は、次の各号に規定する額によ

る。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から所在勤地までの路程に応じた別表の定額による額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる同号に規定する額に相当する額の合計額)

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第18条第1項第1号ア若しくはイ又は同項第2号ア若しくはイに規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞りに係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(着後手当)

第22条 着後手当の額は、第18条第1項に定める日当定額の5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた第19条第1項に定める宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第23条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定す

る額による。

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第21条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、同号の規定により支給することができる額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について同号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額)を超えることができない。

(3) 第1号アからウまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合には、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして前項の規定を適用する。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転を

するものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(日額旅費)

第24条 第6条第1項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、次に掲げる旅行のうち当該旅行の性質上日額旅費を支給することが適当と認めて町長が指定するものとする。

(1) 測量、調査、土木宮繕工事、巡察その他これらに類する目的のための旅行

(2) 長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行

(3) 前2号に掲げる旅行を除くほか、その職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張

2 日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、規則で定める。ただし、その額は当該日額旅費の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額についてこの条件で定める基準を超えることができない。

(在勤地内旅行の旅費)

第25条 在勤地内における旅行について次の各号の1に該当する場合には、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

(1) 交通機関を利用する必要がある場合には、実費額の鉄道賃又は車賃

(2) 削除

(3) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、別表の宿泊料定額の2分の1に相当する額の宿泊料

(在勤地以外の同一地域内旅行の旅費)

第26条 在勤地以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。ただし、次の各号の1に該当する場合には、当該各

(渡航雑費)

第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

(死亡手当)

第20条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第3条第2項第5号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める定額とする。

(退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

号に規定する額の旅費を支給する。

(1) 鉄道100キロメートル、水路50キロメートル又は陸路25キロメートル以上の旅行の場合には、第14条、第15条又は第17条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃

(3) 赴任を命ぜられた職員が、職員のための公設宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合には、別表の鉄道50キロメートル未満の場合の移転料定額の3分の1に相当する額（扶養親族を随伴しない場合には、その2分の1に相当する額）の移転料。ただし、当該移転料の額を計算する場合において、その額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 第18条第3項の規定は、前項第1号の場合について準用する。

(退職者等の旅費)

第27条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第22条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により支給する旅費(死亡手当に係るものを除く。)は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(証人等の旅費)

第23条 第3条第4項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、

ア 退職等となった日(以下「退職等の日」という。)にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日(以下「退職等を知った日」という。)にいた地までの前職務相当の旅費

イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

(遺族の旅費)

第28条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第7号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第23条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

規則で定める。

(旅費の支給額の上限)

第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費
(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、
第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条
各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7
条の規定により計算した額と現に支払った額を比
較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計
した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿
泊手当に相当する部分を除く。)、家族移転費(宿
泊手当に相当する部分を除く。)及び渡航雑費に
係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、
第14条、第16条、第17条、第18条第1項及び第19
条並びに第7条の規定により計算した額と現に支
払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少
ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第25条 略

(旅費の特例)

第26条 任命権者は、職員について労働基準法(昭
和22年法律第49号)第15条第3項若しくは第64条
又は船員法(昭和22年法律第100号)第47条第1項
若しくは第2項の規定に該当する事由がある場合
において、この条例の規定による旅費の支給がで
きないとき、又はこの条例の規定により支給する
旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又
は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満た
ないときは、当該職員に対しこれらの規定による
旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たな
い部分に相当する金額を旅費として支給するもの
とする。

第3章 外国旅行の旅費

(外国旅行の旅費)

第29条 外国旅行の旅費については、国家公務員の
外国旅行の旅費の例による。

第4章 雑則

(旅費の調整)

第30条 略

(旅費の特例)

第31条 任命権者は、職員について労働基準法(昭
和22年法律第49号)第15条第3項若しくは第64条
又は船員法(昭和22年法律第100号)第47条の規
定に該当する事由がある場合において、この条例
の規定による旅費の支給ができないとき、又はこ
の条例の規定により支給する旅費が労働基準法
第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条
の規定による旅費又は費用に満たないときは、当
該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは
費用に相当する金額又はその満たない部分に相
当する金額を旅費として支給するものとする。

<p>(打切旅費) 第27条 略</p> <p>(旅費の返納) 第28条 支払担当者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。</p> <p>2 旅行者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払担当者は、前項に規定する返納に代えて、当該支払担当者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。</p> <p>3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。</p>	<p>(打切旅費) 第31条の2 略</p>
<p>(委任) 第29条 略</p> <p>附 則 1・2 略</p>	<p>(委任) 第32条 略</p> <p>附 則 1・2 略</p> <p>3 国内旅行に係る鉄道賃及び船賃の額については、各任命権者が町長に協議して定める内国旅行（公務上の必要その他特別の事情があるものに限る（次項において「特別の事情等の内国旅行」という。）。）のため支給するものを除き、当分の間、第14条第1項第1号中「一等の運賃」とあるのは「二等の運賃」と、第15条第1項第2号中「上級の運賃」とあるのは「下級の運賃」として、これらの規定を適用する。</p> <p>4 前項に規定するもののほか、国内旅行に係る鉄道賃及び船賃の額については、特別の事情等の内国旅行の場合を除き、当分の間、第14条第1項第4号及び第15条第1項第5号の規定は適用しない。</p>

別表を削る。

(三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(旅費)</p> <p>第5条 町長等の旅費の<u>種目</u>は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、その額は別表第2</u>による。</p>	<p>(旅費)</p> <p>第5条 町長等の旅費の<u>種類</u>は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当の12種</u>とし、<u>内国旅行の旅費日額は別表第2、外国旅行の旅費の額は国家公務員の例</u>による。</p>
---	--

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第5条関係)

鉄道賃	一般職の職員の例による。
船賃	
航空賃	
その他の交通費	
宿泊費	国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）中指定職職員等の例による。
包括宿泊費	
宿泊手当	

(三朝町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第3条 三朝町証人等の実費弁償に関する条例（昭和45年三朝町条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第3条 旅費は、日当、<u>鉄道賃、船賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当</u>とし、その額は、別表のとおりとする。</p> <p>(支給方法)</p> <p>第4条 略</p>	<p>第3条 旅費は、日当、<u>宿泊料、鉄道賃、船賃及び車賃</u>とし、その額は、別表のとおりとする。</p> <p>(支給方法)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 <u>旅費は、証人等の居住地から最も経済的な通常な経路及び方法により旅行した場合の費用により計算する。ただし、やむを得ない事情により最も経済的な通常な経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。</u></p>

別表を次のように改める。

別表 (第3条関係)

日当	1日につき4,600円
鉄道賃	三朝町職員等の旅費に関する条例(昭和45年三朝町条例第67号)に規定する旅費の例による。
船賃	
その他の交通費	

宿泊費	
包括宿泊費	
宿泊手当	

(財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和55年条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬の額) 第2条 前条に規定する報酬の額は、<u>別表</u>のとおりとする。</p> <p>(費用弁償) 第3条 略 2 前項の規定により支給する旅費の種目は、<u>鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当とし、その額は三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例(昭和45年三朝町条例第5号)に規定する旅費の例による。</u></p>	<p>(報酬の額) 第2条 前条に規定する報酬の額は、<u>別表第1</u>のとおりとする。</p> <p>(費用弁償) 第3条 略 2 前項の規定により支給する旅費は、<u>次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>内国旅行については、別表第2に定める旅費。ただし、在勤地内旅行の旅費については、車賃の実費額</u></p> <p>(2) <u>外国旅行については、国家公務員の例による旅費</u></p>

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

(三朝町職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第5条 三朝町職員等の旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(その他の交通費) 第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。 (1)～(4) 略 (5) 前各号に掲げる費用により難しい場合は、1キロメートルにつき<u>25円</u>とする。この場合、路</p>	<p>(その他の交通費) 第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。 (1)～(4) 略 (5) 前各号に掲げる費用により難しい場合は、1キロメートルにつき<u>16円</u>とする。この場合、路</p>

程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「第1号施行日」という。）から施行する。ただし、第5条の規定は、令和8年4月1日（以下「第2号施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の三朝町職員等の旅費に関する条例、第2条の規定による改正後の三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例、第3条の規定による改正後の三朝町証人等の実費弁償に関する条例及び第4条の規定による改正後の財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、第1号施行日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
- 3 第5条の規定による改正後の三朝町職員等の旅費に関する条例の規定は、第2号施行日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

